

参考 法第 14 条の説明事項と法第 31 条の法務大臣による公表事項との比較について

1 法第 11 条第 2 項の揭示義務を課した趣旨は、認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供することにあるとされている（ADR 認証制度 Q&A 142 頁参照）。また、国民にとっては、認証紛争解決手続の業務に関する情報が一元的に入手することができることが望ましいといえるため、法第 31 条において、認証紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供するため、法務大臣においてこれを共有することとされた（ADR 認証制度 Q&A 204 頁参照）。

法第 14 条が説明義務について定めた趣旨は、紛争の当事者が認証解決事業者の提供する認証紛争解決手続の業務を利用するかどうかの選択若しくは判断又は認証解決手続の業務の有効な利用に必要な情報を提供することにあるとされている（ADR 認証制度 Q&A 142 頁参照）。

2 法第 11 条第 2 項の事務所への揭示義務とされている事項と法第 14 条の認証紛争解決手続契約締結前の説明義務とされている事項との関係を整理した結果は別表 1 のとおりであり、一部重複しているものの、揭示事項には含まれるが説明事項に含まれないものもあれば、説明事項には含まれるが、揭示事項には含まれない事項の双方が存在している。

一方、法第 11 条第 2 項の事務所への揭示義務とされている事項と法第 31 条の法務大臣による公表が可能とされている事項との関係を整理した結果は別表 2 のとおりである。法第 31 条の公表事項は、事務所への揭示事項を包含する関係にあるといえる。

別表 1

法第 1 1 条 2 項の揭示義務事項 (下記の漢数字はいずれも規則第 9 条第 1 項の各号の数字を指す。)	法第 1 4 条の説明義務事項
認証紛争解決事業者である旨 (法第 1 1 条第 2 項)	
一 認証紛争解決事業者がその専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲	
二 手続実施者の選任の方法	手続実施者の選任に関する事項 (法第 1 4 条第 1 号)
三 手続実施者の候補者の職業又は身分の概要	
四 認証紛争解決手続の実施に際して行う通知の方法	
五 認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行	第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行 (法第 1 4 条第 3 号)
六 紛争の当事者が認証紛争解決事業者に対し認証紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式	
七 認証紛争解決事業者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続	
八 認証紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法	
九 認証紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法	認証紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され若しくは提示される資料に含まれ、又は法第十六条に規定する手続実施記録 (以下「手続実施記録」という。)に記載されている紛争の当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法 (規則第 1 3 条第 1

	項第 1 号)
十 紛争の当事者が認証紛争解決手続を終了させるための要件及び方式	紛争の当事者が認証紛争解決手続を終了させるための要件及び方式（規則第 13 条第 1 項第 2 号）
十一 認証紛争解決事業者（手続実施者を含む。）が紛争の当事者から支払を受ける報酬及び費用の額又は算定方法並びに支払方法	紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項（法第 14 条第 2 号）
十二 認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱い	
	手続実施者が認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該認証紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知すること（規則第 13 条第 1 項第 3 号）
	紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要（規則第 13 条第 1 項第 4 号）

別表 2

<p>法第 1 1 条 2 項の揭示義務事項 （下記の漢数字はいずれも規則第 9 条第 1 項の各号を指す。）</p>	<p>法第 3 1 条により法務大臣がインターネットの利用その他の方法により公表することができる」とされている事項 （下記の漢数字はいずれも規則第 2 0 条第 4 号で引用する規則第 9 条第 1 項各号を指す。）</p>
一 認証紛争解決事業者がその専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲	一 認証紛争解決事業者がその専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲
二 手続実施者の選任の方法	二 手続実施者の選任の方法
三 手続実施者の候補者の職業又は身分の概要	三 手続実施者の候補者の職業又は身分の概要
四 認証紛争解決手続の実施に際して行う通知の方法	四 認証紛争解決手続の実施に際して行う通知の方法
五 認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行	五 認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
六 紛争の当事者が認証紛争解決事業者に対し認証紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式	六 紛争の当事者が認証紛争解決事業者に対し認証紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式
七 認証紛争解決事業者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続	七 認証紛争解決事業者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて認証紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続
八 認証紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法	八 認証紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法
九 認証紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法	九 認証紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法
十 紛争の当事者が認証紛争解決手続を終了させるための要件及び方式	十 紛争の当事者が認証紛争解決手続を終了させるための要件及び方式
十一 認証紛争解決事業者（手続実施者を含む。）が紛争の当事者から支払を受ける報	十一 認証紛争解決事業者（手続実施者を含む。）が紛争の当事者から支払を受ける報

酬及び費用の額又は算定方法並びに支払方法	酬及び費用の額又は算定方法並びに支払方法
十二 認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱い	十二 認証紛争解決事業者が行う認証紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱い
認証紛争解決事業者である旨（法第11条第2項）	認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所（法第31条）
	（認証紛争解決手続の）業務を行う事務所の所在地（法第31条）
	認証紛争解決事業者の電話番号、電子メールアドレス及びホームページアドレス（規則第20条第1号）
	認証紛争解決手続の業務を行う事務所の名称、電話番号及び電子メールアドレス（規則第20条第2号）
	認証紛争解決手続の業務を行う日及び時間（規則第20条第3号）
	認証紛争解決事業者及び認証紛争解決手続に関する統計（規則第20条第5号）